

串間市学校給食会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、串間市学校給食会（以下「給食会」という。）と称し、事務所を串間市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）内に置く。

(目的)

第2条 給食会は、共同調理場が行う事業の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 給食会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 給食物資の購入
- (2) 給食費の徴収
- (3) その他、給食会の目的を達成するため必要な事業

(組織)

第4条 給食会は、市、関係小中学校及び関係小中学校のPTA並びに共同調理場運営委員会の委員をもって組織する。

(役員)

第5条 給食会役員は、共同調理場運営委員会の委員をもって充てる。

- 2 会長は、教育委員会が指定する学校の校長とし、副会長は会長が指名する者とする。
- 3 監事は、関係小中学校または、関係小中学校のPTAの代表のうちから、2名を会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、給食会を代表し事務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 役員は、給食会の運営にあたる。
- 4 監事は、給食会の業務及び会計を監査する。

(事務の委任等)

第7条 前条第1項の規定に基づく職務のうち、事務処理についてその一部を事務局長に委任し又は専決させることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員

の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該地位又はその職にある期間とする。

(会 議)

第9条 役員会は、年1回以上会長が招集する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

- 2 役員会は、次の事項を審議しなければならない。

- (1) 予算を定めること。
- (2) 決算を認定すること。
- (3) その他本会の運営に関すること。

- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 給食会に事務を掌理するため事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、その他の職員を置く。事務局長は共同調理場所長をあてる。

- 3 その他の職員は、事務職員とし会長が任免する。

(会 計)

第11条 給食会の経費は、給食費、市補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 給食会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(給食費未納対策)

第13条 串間市教育委員会の未納対策マニュアルに添い法的手続きを行うことができる

附 則

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 3 年 5 月 2 3 日から施行する。